

中央区清掃・リサイクル推進協議会設置要綱

平成11年4月1日  
11中環環第50号  
平成14年5月15日  
14中環清第93号  
平成19年7月13日  
19中環清第91号  
平成23年4月1日  
22中環環第375号

(設置)

第1条 中央区(以下「区」という。)における資源の有効活用とごみの発生抑制・減量・適正処理及びリサイクル事業の円滑な推進を図り、環境に配慮した資源循環型清掃事業を実現するため、中央区清掃・リサイクル推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、清掃事業及びリサイクル事業の推進に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- 一 学識経験を有する者 2人以内
- 二 区の区域内の公共的団体の構成員 3人以内
- 三 リサイクル活動団体の構成員 3人以内
- 四 事業者団体の構成員 5人以内
- 五 区の職員 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(召集)

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境土木部中央清掃事務所において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年6月7日から施行する。
- 2 東京都中央区リサイクル推進協議会設置要綱(平成9年3月24日8中環環第436号)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。